

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年1月14日
【四半期会計期間】	第66期第1四半期（自平成27年9月1日至平成27年11月30日）
【会社名】	株式会社文教堂グループホールディングス
【英訳名】	BUNKYODO GROUP HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嶋崎 富士雄
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市高津区久本三丁目3番17号
【電話番号】	044(811)0118
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 宗像 光英
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市高津区久本三丁目3番17号
【電話番号】	044(811)0118
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 宗像 光英
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第1四半期連結 累計期間	第66期 第1四半期連結 累計期間	第65期
会計期間	自平成26年9月1日 至平成26年11月30日	自平成27年9月1日 至平成27年11月30日	自平成26年9月1日 至平成27年8月31日
売上高 (千円)	7,875,401	7,659,051	33,335,505
経常損失 ( ) (千円)	157,768	117,854	386,751
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純損失 ( ) (千円)	181,247	92,293	553,845
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	186,451	56,328	551,398
純資産額 (千円)	1,090,370	669,095	725,424
総資産額 (千円)	27,218,644	25,867,559	24,922,308
1株当たり四半期 (当期) 純損失金額 ( ) (円)	13.07	6.70	40.03
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	3.95	2.52	2.84

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等が含まれておりません。

3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純損失」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失」としております。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況につきましては、次のとおりであります。

当社グループは、前連結会計年度において営業損失399百万円を計上いたしました。また、当第1四半期連結累計期間においては営業損失118百万円を計上し、営業損失が継続しております。

当該状況により、当社グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

そこで当社グループは、「3 [財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (5) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を改善するための対応策等」に記載のとおり、具体的な対応策を実施し当該状況の解消と改善に向けて努めております。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、当第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純損失」を「親会社株主に帰属する四半期純損失」としております。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、景気の回復が期待されているものの、中国を始めとするアジア新興国等の経済の減速がわが国の景気を下押しするリスクとなっており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

書店業界では、雑誌販売の低迷により市場規模の縮小が続いており、改善の兆しもなかなか見えない状況です。

このような状況下において、当社グループにおきましては、店舗運営の効率強化による経費の削減に努めてまいりました。店舗売場の活性化、また新規顧客の獲得の為に文具売場の増設、レンタル及びゲームの導入などの改装をスピード感をもって進めております。

また、アニメガからの派生する商材の全店展開など、顧客サービスの強化を図ってまいりました。

新規出店及びリニューアルにつきましても積極的に取り組み、品揃えを強化することによって、集客力及び収益性の向上を図ってまいりました。新規店は、アニメガ札幌パルコ店、アニメガ高松店、JQストア心斎橋OPA店の3店舗を出店いたしました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高は7,659百万円（前年同四半期比2.7%減）、営業損失は118百万円（前年同四半期は営業損失168百万円）、経常損失は117百万円（前年同四半期は経常損失157百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は92百万円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失181百万円）となりました。

#### (2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末における資産は、25,867百万円となり、前連結会計年度末に比べて945百万円増加いたしました。主な要因は、商品が1,338百万円増加した一方、現金及び預金が238百万円、受取手形及び売掛金が149百万円減少したことなどによるものです。

負債は25,198百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,001百万円増加いたしました。主な要因は、支払手形及び買掛金が519百万円、長期借入金が900百万円増加した一方、社債が125百万円減少したことなどによるものです。

純資産は669百万円となり、前連結会計年度末に比べて56百万円減少いたしました。主な要因は、利益剰余金が92百万円減少したことなどによるものです。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を改善するための対応策等

当社グループは、「1 [事業等のリスク]」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、引き続き店舗リニューアルを含めたスクラップアンドビルド及び人員体制再構築などによる事業構造の改革を着実に進めることにより、営業利益及び営業キャッシュ・フローを獲得できる体制を構築しております。

今後の新規出店及び既存店のリニューアルにつきましては、好調な推移を見せている「アニメガ」を中心に新業態の出店を加速して新たな需要を喚起し、商品開発におきましても、高い利益率と集客性が見込める人気のアニメ・キャラクターグッズなどの当社グループ限定商品を積極的に展開し、収益力の向上を図っております。

資金面につきましても、金融機関を中心とした手当により問題はないと認識しております。

以上により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

## 第3【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,448,000
A種類株式	300,000
B種類株式	300,000
C種類株式	300,000
D種類株式	300,000
E種類株式	300,000
F種類株式	300,000
G種類株式	300,000
H種類株式	300,000
I種類株式	300,000
J種類株式	300,000
計	20,448,000

## 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年1月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	14,004,715	14,004,715	東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)	権利内容に制限の無い標準となる株式 (注1)
A種類株式	200,000	200,000	非上場	(注1) (注2)
B種類株式	200,000	200,000	非上場	(注1) (注2)
C種類株式	200,000	200,000	非上場	(注1) (注2)
D種類株式	200,000	200,000	非上場	(注1) (注2)
E種類株式	200,000	200,000	非上場	(注1) (注2)
F種類株式	200,000	200,000	非上場	(注1) (注2)
G種類株式	200,000	200,000	非上場	(注1) (注2)
H種類株式	200,000	200,000	非上場	(注1) (注2)
I種類株式	200,000	200,000	非上場	(注1) (注2)
J種類株式	212,000	212,000	非上場	(注1) (注2)
計	16,016,715	16,016,715	-	-

(注) 1. 当社は、資金調達について多様化を図り柔軟かつ機動的に行うために、異なる内容の株式として普通株式及び複数の種類株式を発行しております。単元株式数は、普通株式及び種類株式のそれぞれにつき100株であります。

2. 種類株式の内容は次のとおりであります。

## (1) 発行株式の種類

株式会社文教堂グループホールディングス第1回A種類株式、第1回B種類株式、第1回C種類株式、第1回D種類株式、第1回E種類株式、第1回F種類株式、第1回G種類株式、第1回H種類株式、第1回I種類株式、第1回J種類株式(以下、これらを総称して「本件種類株式」といい、それぞれの種類株式を「各種類株式」という。)

## (2) 剰余金の配当

### 優先配当

当社は、定款第44条に定める期末の剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された本件種類株式を有する株主（以下「本種類株主」という。）および本件種類株式の登録株式質権者（以下「本種類登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、剰余金の配当を行う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とする優先配当をしたときは、その額を控除した額とする。

### 優先配当の額

本件種類株式1株当たりの優先配当金の額は、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度毎に、本件種類株式1株当たりの払込金額に対し、下記の年率（以下「優先配当年率」という。）を乗じて算出された金額とする。

優先配当金の額は、円単位未満小数第4位を四捨五入した額とする。

優先配当年率は平成20年12月1日以降次回の年率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により算出される年率とする。

優先配当年率 = 日本円TIBOR（6ヶ月物） + 0.5%

優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は、平成21年9月1日以降の毎年9月1日とする。当日が銀行休業日の場合は、前営業日を年率修正日とする。

「日本円TIBOR（6ヶ月物）」は、平成20年12月1日または各年率修正日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、平成20年12月1日または各年率修正日に日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

### 累積条項

ある事業年度において本種類株主および本種類登録株式質権者に対し、優先配当金の一部または全部が支払われないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「種類株式累積未払配当金」という。）については、普通株主または普通登録株式質権者および本種類株主または本種類登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、本種類株主または本種類登録株式質権者に支払う。

### 非参加条項

本種類株主または本種類登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

## (3) 残余財産の分配

本種類株主または本種類登録株式質権者に対しては、残余財産の分配は行わない。

## (4) 議決権

本種類株主は、株主総会において、議決権を有しない。

## (5) 種類株主総会の決議

当社が、会社法第322条第1項各号にあげる行為をする場合には、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、種類株主総会の決議を要しない。

## (6) 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本件種類株式について株式の併合または分割を行わない。

当社は、本種類株主に対し、株式無償割当または新株予約権の無償割当は行わない。

当社は、本種類株主に対し、募集株式の割当を受ける権利または募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。

## (7) 取得条項

当社は、本件種類株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「取得日」という。）をもって、本種類株主および本種類登録株式質権者の意思にかかわらず、いつでも種類株式の全部または一部を、本件種類株式1株につき348円に、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から取得日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引き換えに取得することができる。一部取得をするときは、直前期末の本件種類株主名簿に記載または記録された保有株式数による比例配分とする。

(8) 対価を金銭とする取得請求権

本種類株主は、当会社に対して、対価を金銭（以下、本件種類株式の全部または一部を取得し、これと引き換えに金銭を交付することを「償還」という。）として、下記に定める期間において、当会社の前事業年度の分配可能額の二分の一相当額を、償還請求のあった日が属する事業年度における償還の上限として、本種類株主の有する本件種類株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は当該償還請求のあった日から1ヶ月以内に、法令の定めに従い償還手続きを行うものとする。

取得請求をすることができる期間

本種類株主が当会社に対して、前記に定める請求をすることができる期間は、次のとおりとする。

- A種類株式 平成25年12月1日以降
- B種類株式 平成26年12月1日以降
- C種類株式 平成27年12月1日以降
- D種類株式 平成28年12月1日以降
- E種類株式 平成29年12月1日以降
- F種類株式 平成30年12月1日以降
- G種類株式 平成31年12月1日以降
- H種類株式 平成32年12月1日以降
- I種類株式 平成33年12月1日以降
- J種類株式 平成34年12月1日以降

第1回各種類株式1株を取得するのと引換えに当該株主に交付する財産の内容および額

各種類株式1株につき金348円に、優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日（同日含む。）から償還日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を加算した額ならびに種類株式累積未払配当金相当額の合計額を加算した額とする。

(9) 消却

当会社は、法令の定めに従い、本件種類株式の全部または一部を買入れ、これを消却することができる。

(10) 譲渡制限

本件種類株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(11) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(12) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮した為であります。



## ( 2 ) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## ( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## ( 4 ) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## ( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成27年9月1日～ 平成27年11月30日	-	16,016,715	-	2,035,538	-	3,076,788

## ( 6 ) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成27年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種類株式 200,000 第1回B種類株式 200,000 第1回C種類株式 200,000 第1回D種類株式 200,000 第1回E種類株式 200,000 第1回F種類株式 200,000 第1回G種類株式 200,000 第1回H種類株式 200,000 第1回I種類株式 200,000 第1回J種類株式 212,000	-	「1.株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 27,900	-	「1.株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,975,800	139,758	同上
単元未満株式	普通株式 1,015	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	16,016,715	-	-
総株主の議決権	-	139,758	-

【自己株式等】

平成27年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社文教堂グループホールディングス	川崎市高津区久本3-3-17	27,900	-	27,900	0.17
計	-	27,900	-	27,900	0.17

## 2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年9月1日から平成27年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年9月1日から平成27年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について海南監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年11月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,020,056	781,803
受取手形及び売掛金	1,340,535	1,191,406
商品	14,370,016	15,708,215
貯蔵品	10,313	10,636
繰延税金資産	11,678	11,625
1年内回収予定の長期貸付金	43,467	42,666
その他	345,247	371,328
流動資産合計	17,141,315	18,117,682
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物(純額)	859,111	849,850
機械装置及び運搬具(純額)	1,801	1,505
土地	2,740,444	2,740,444
リース資産(純額)	176,019	189,077
その他(純額)	297,024	311,376
有形固定資産合計	4,074,401	4,092,253
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	22,479	24,067
電話加入権	32,478	32,478
無形固定資産合計	54,957	56,545
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	281,133	330,035
長期貸付金	613,873	603,803
繰延税金資産	7,795	-
長期未収入金	45,850	45,850
差入保証金	2,824,124	2,734,321
その他	104,684	115,565
貸倒引当金	250,287	250,287
投資その他の資産合計	3,627,176	3,579,289
<b>固定資産合計</b>	7,756,535	7,728,088
繰延資産	24,457	21,789
<b>資産合計</b>	24,922,308	25,867,559

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年11月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,052,990	6,572,103
短期借入金	4,078,000	4,233,000
1年内返済予定の長期借入金	3,800,667	3,829,638
1年内償還予定の社債	880,000	710,000
リース債務	69,245	73,235
未払法人税等	29,141	7,936
その他	554,690	299,403
流動負債合計	15,464,734	15,725,317
固定負債		
社債	1,395,000	1,270,000
長期借入金	6,036,647	6,937,463
リース債務	121,458	132,286
繰延税金負債	200,166	201,037
退職給付に係る負債	669,635	653,087
その他	309,241	279,272
固定負債合計	8,732,149	9,473,147
負債合計	24,196,884	25,198,464
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,035,538	2,035,538
資本剰余金	3,076,788	3,076,788
利益剰余金	4,430,035	4,522,329
自己株式	18,215	18,215
株主資本合計	664,074	571,781
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,746	49,399
退職給付に係る調整累計額	35,174	31,486
その他の包括利益累計額合計	44,921	80,886
新株予約権	16,428	16,428
純資産合計	725,424	669,095
負債純資産合計	24,922,308	25,867,559

## ( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年9月1日 至平成26年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年9月1日 至平成27年11月30日)
売上高	7,875,401	7,659,051
売上原価	5,840,027	5,670,242
売上総利益	2,035,373	1,988,809
販売費及び一般管理費	2,203,951	2,106,846
営業損失( )	168,578	118,037
営業外収益		
受取利息	3,230	3,038
受取配当金	-	67
受取手数料	2,761	1,978
受取家賃	18,935	20,177
情報提供料収入	15,420	15,680
その他	15,683	5,536
営業外収益合計	56,031	46,478
営業外費用		
支払利息	37,673	35,052
その他	7,548	11,241
営業外費用合計	45,221	46,294
経常損失( )	157,768	117,854
特別利益		
受取損害賠償金	-	51,250
投資有価証券売却益	0	-
特別利益合計	0	51,250
特別損失		
固定資産除却損	9,585	8,860
賃貸借契約解約損	7,572	9,303
特別損失合計	17,157	18,164
税金等調整前四半期純損失( )	174,925	84,768
法人税、住民税及び事業税	5,877	6,125
法人税等調整額	444	1,398
法人税等合計	6,321	7,524
四半期純損失( )	181,247	92,293
親会社株主に帰属する四半期純損失( )	181,247	92,293

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年9月1日 至平成26年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年9月1日 至平成27年11月30日)
四半期純損失( )	181,247	92,293
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,323	39,653
退職給付に係る調整額	3,880	3,688
その他の包括利益合計	5,203	35,964
四半期包括利益	186,451	56,328
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	186,451	56,328



## 【注記事項】

## (会計方針の変更)

## (企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、  
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)  
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純損失等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4頁(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成27年11月30日)
減価償却費	98,215千円	71,084千円

## (株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成26年9月1日 至平成26年11月30日)

## 配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年9月1日 至平成27年11月30日)

## 配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成26年9月1日至平成26年11月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当社グループの報告セグメントは、販売業及び販売受託業であります。販売受託業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年9月1日至平成27年11月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当社グループの報告セグメントは、販売業及び販売受託業であります。販売受託業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年9月1日 至平成26年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年9月1日 至平成27年11月30日)
1株当たり四半期純損失金額( )	13円07銭	6円70銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額( ) (千円)	181,247	92,293
普通株主に帰属しない金額(千円)	1,396	1,321
(うちA種類株式の累積配当額)	138	131
(うちB種類株式の累積配当額)	138	131
(うちC種類株式の累積配当額)	138	131
(うちD種類株式の累積配当額)	138	131
(うちE種類株式の累積配当額)	138	131
(うちF種類株式の累積配当額)	138	131
(うちG種類株式の累積配当額)	138	131
(うちH種類株式の累積配当額)	138	131
(うちI種類株式の累積配当額)	138	131
(うちJ種類株式の累積配当額)	147	139
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 損失金額( )(千円)	182,644	93,614
普通株式の期中平均株式数(株)	13,976,802	13,976,802

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年1月13日

株式会社文教堂グループホールディングス

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 溝口 俊一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 畑中 数正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社文教堂グループホールディングスの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年9月1日から平成27年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年9月1日から平成27年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社文教堂グループホールディングス及び連結子会社の平成27年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。